

## 一、行政法の学び方

行政法は行政書士試験のなかでも最も大きいウェイトを占め、また、地方自治法などの基礎になるものでもある。行政書士試験に合格する上では避けて通れないばかりが、苦手になると合格から大きく遠ざかる科目と言える。本書を利用してぜひ行政法を得意科目にして欲しい。

行政法をマスターするためには、まず他の法分野とは異なる、行政法の特徴を知ることが必要である。では、その特徴を端的に示すものは何かというと、行政法には、憲法や民法と違い、「行政法」という法典が無い、ということがあげられる。つまり、行政法とは行政に関する個別の法律に共通するルールをいうのである。

そして、約 1500 にのぼる行政に関する法律をすべて知らねばならないのかというと、全くその必要はなく、勉強の中心は、行政に関する多くの個別の法律に共通する法原理・原則を理解し、行政法特有の法概念を修得することにある。多くの法律専門用語が次々と出てくるが、1つずつ正確に理解し、定義を覚えていって欲しい。ただ、その際、抽象的な概念を丸覚えすることは、かえって不合理であり、近道とは言えない。合理的に学習を進め、知識の定着をはかるためには、具体例によって、抽象的な概念を理解することが大切である。

例えば、行政行為の「許可」は、営業許可や運転免許を念頭におけば理解しやすいし、行政訴訟の「原告適格」や「訴えの利益」は本書で引用してある判例の具体的事案を見ることによって理解が深まるはずである。このように、まず理解をした上で記憶することを心がけていただければ、行政書士試験は決して難しい試験ではない。

## 二、行政法の定義

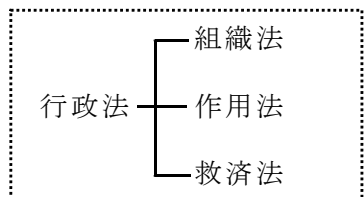
### ★ココがポイント！

以下ではまず行政法のイメージをしっかりと持ちましょう。行政法は具体的なイメージが持てるかどうかで勝負が決まります。

### 1 行政法とは？

行政法とは、行政の①組織、②作用、③統制（国民の救済）に関する法をいう。

すなわち、行政は①誰が行うのか（行政組織法）、②何を行うのか（行政作用法）、③間違いがあったときにどうやって国民を救済するか（どう行政を統制するか・行政救済法）、からなる法をいう。



### 2 「行政」とは？

## 全体構造編

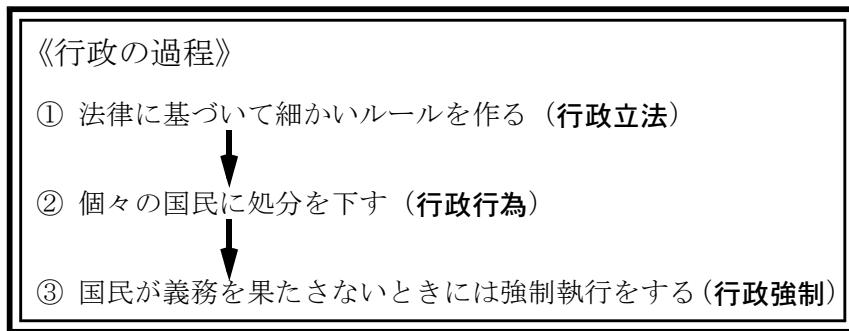
では、ここで「行政」とは具体的にどういうことなのだろうか。まず、国家の三権を簡単にいうと以下ようになる。

- ・立法～法律を作ること
- ・司法～裁判をすること
- ・行政～法を執行すること

この「法を執行すること」とはどういうことなのか。もっとも身近な行政活動として、税金（所得税）の徴収を考えてみよう。

所得税については、所得税法という法律がある。これを制定するのは国会である（立法）が、これを執行するとはどういうことなのだろうか。  
具体的には、①所得税法の範囲内で税金関係の細かいルールを制定し（これを**行政立法**という）、②それに基づいて税務署長が所得税の賦課命令（これを**行政行為**という）を下し、③もしその私人が税金を支払わなければ、強制徴収（これを**行政強制**という）をする。

以上のような流れで、法律（ここでは所得税法）を執行していく。つまり、「行政＝法を執行する」とは、法律についての細かいルールを作り、それを個々の個人にあてはめていくこと、となるわけである。



## 三、行政法の全体構造

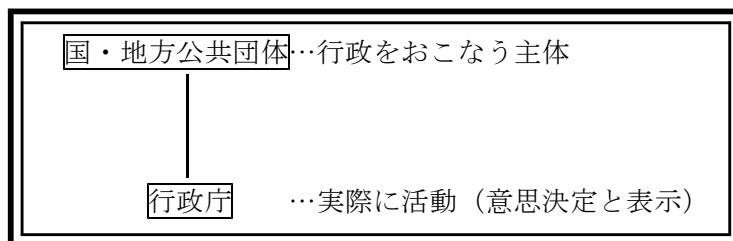
次に、行政組織法・作用法・救済法について概観しておく。

### 1 行政組織法～行政は誰が行うのか？

行政は、**行政主体**（国、地方公共団体など）が行う。たとえば、税金は国や地

方公共団体が徴収するといった具合である。

ただ、行政主体は法人なので、実際には生身の人間が**行政機関**として活動することになる。この行政機関のなかで最も重要なのは**行政庁**である。行政庁とは、行政主体の意思を決定し、外部に表示する機関をいう。例えば、大臣や知事等である。つまり、知事が都道府県の意思を決定し、表示する。そして、それがすなわち行政主体の活動ともなるわけである。



## 2 行政作用法～行政は何を行うのか？

前述した「行政とは」のところで見たように、行政は、行政立法や行政行為などをする。これらの行政活動について概観しておこう。

### (1) 行政立法

行政行為を下すための細かいルールづくりをいう。具体的には、内閣の作る政令、各省のつくる省令などがある。

### (2) 行政計画

行政がつくる行政活動についての計画をいう。例えば都市計画や、市街地再開発計画など。

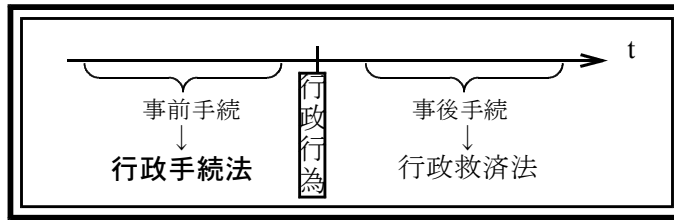
### (3) 行政手続

行政行為がなされるまでの**事前手続**（行政手続）については**行政手続法**が定めている。これは、行政行為がなされるまでも、適正な手続を踏ませることで、国民の権利を守る趣旨の法律である。

例えば、営業の許可について、どういう場合に許可になるのかという基準（審査基準）を定めなければならないとか、許可がでるまでにかかる一般的な期間（標準処理期間）を公開しなければならないといったことを定めている。

従来から、行政行為に間違いがあった場合の行政救済法（後述）については法律が整備されていたが、行政行為がなされるまでの手続について一般的に定めた法律がなかった。そこで、平成6年に制定されたのが行政手続法である。

## 全体構造編



### (4) 行政行為

行政作用法のなかでも最重要なのが、この行政行為である。

**行政行為とは、行政庁が、法令に基づき、その一方的判断に基づく公権力の行使として、具体的事実に関して、国民に対して、直接法的効果を生じさせる行為をいう。**

具体的には、税金の賦課命令や、営業の許可、違法建築物の除却命令等々がある。つまり、税金の賦課命令（支払い命令）のように、税務署長が一方的に決めて、「あなたは税金を10万円払いなさい」と命令するような行為のことである。なお、行政行為は、行政処分などといわれることも多い。

#### ☆行政立法や行政計画との違い

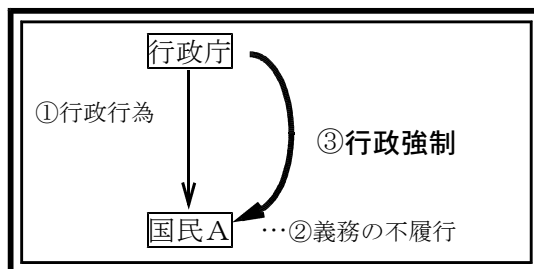
これらはいずれも個人の具体的な権利義務を決定するものではない点で行政行為と異なる。つまり、これらは抽象的に決定するだけなのに対し、行政行為は、国民ひとりひとりに具体的な決定を下すものである。

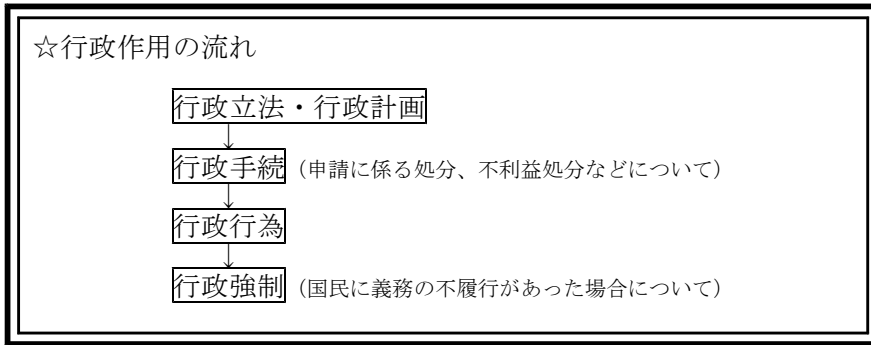
### (5) 行政上の強制手段

行政行為について国民の義務の不履行があった場合（たとえば、国民が税金を払わないとか、違法建築を除去しないなど）には、行政機関はその内容を強制的に実現できる。この行政上の強制手段はさらに、**行政強制**と**行政罰**に分かれる。

・行政強制は、行政目的を実現するために強制力を行使することをいう。例えば、国民が税金を払わない場合には強制徴収、違法建築を壊さない場合には行政がかわりに壊す代執行などである。

・行政罰は、国民の義務の不履行に対して制裁を科すことをいう。例えば、違法建築物の除却命令違反をした者に対して懲役刑を科すなどである。





3 行政救済法～行政行為などに間違いがあったときどのように国民を救済するか？。

☆行政行為に間違いがあった場合とは？ ～瑕疵ある行政行為

①行政行為に法令違反（違法）があった場合  
 例えば、税金を払わなくてよい人に対し、支払い命令をしてしまった場合や、違法建築でない建物に対して、除却命令を出してしまった場合、法で要求された手続違反などがあげられる。

②行政行為が不当であった場合  
 例えば、公務員に対する懲戒処分が、行為に照らして過度に重たかった場合があげられる。

このような間違っ行政行為のことをまとめて**瑕疵ある行政行為**という。瑕疵ある行政行為がなされた場合、その行政行為の対象となっている人を救済しなければならないが、そのための方法としては、大きく分けて2種類の方法がある。

第一は、瑕疵ある行政行為を**取り消す**ことで国民を救済するという方法である。行政行為が取り消されるとその行政行為ははじめから無かったことになり、国民が救済される。

例えば、税金を払わなくてよい人に対して税金支払い命令が出された場合、その命令（行政行為）が取り消されれば税金を払わなくてもよくなり、救済されることになる。

第二は、**金銭賠償**により国民を救済するという方法である。

例えば、違法建築でない家を行政庁が間違えて壊してしまった場合、取り消してももとの家が戻ってくるわけではないので、金銭の賠償によって家を壊された人を救済するというものである。

以下、この2種類の方法について概観しておく。

## 全体構造編

### (1) 行政行為などの取消等を求める制度

瑕疵ある行政行為の取消を求める制度は、どこに取消を求めるかで、さらに2つに分かれる。

まず裁判所に取消等を求めるのが**行政事件訴訟**である。それに対し、**行政庁**自身に取消を求めるのが**行政不服申立て**である。

そして、国民がこのうちどちらを選ぶかは原則として自由であるという**自由選択主義**がとられている。つまり、公正できちんとした解決を望む人は訴訟に訴えればよいし、簡単に済ませたい人は不服申立てをすればよいということになる。

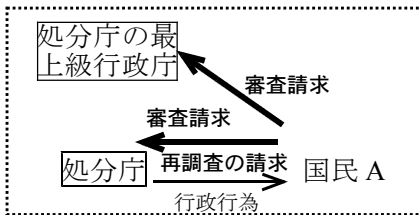
また、この両者では対象にも違いがある。すなわち、行政事件訴訟においては違法な行政行為の排除しかできないが、行政不服申立てにおいては違法に加え不当な行政行為についても排除是正できる。

#### ☆行政事件訴訟と行政不服申立ての異同

	救済の主体	救済方法	対象
行政事件訴訟	裁判所	行政活動の排除・是正	違法
行政不服審査	行政庁	行政活動の排除・是正	違法プラス不当

#### ☆行政不服申立ての種類

行政不服申立てには、**審査請求**と**再調査の請求**などの種類がある。



原則類型は審査請求である。審査請求は、処分庁に上級行政庁がない場合は、処分庁に対してする。上級行政庁がある場合は、原則として処分庁の最上級行政庁に対してする。

再調査の請求は、不服申立てが大量になされる処分について、より簡易・迅速に判断を求めるための制度で、処分庁に対してする。

### (2) 国や地方公共団体に金銭賠償を求める制度

金銭賠償については国家賠償法が定めている。

前述した税金のミスや、建物除却命令のミスなどは、いずれも公務員に間違いがあった場合なので国家賠償法1条による損害賠償請求の問題となる（1条は公務員の公権力の行使から生じた損害の賠償の場面なので「**公権力責任**」といわれる）。

これに対し、国家が造った道路や橋が壊れて国民が損害を被ったような場合は2条の問題となる（2条は、国や地方公共団体が造った営造物から生じた損害の賠償なので、「**営造物責任**」といわれる）。

※損失補償

国家賠償と似て非なる制度として、損失補償（憲法 29 条 3 項）がある。国家賠償は国家の違法行為についての賠償を認めたものだが、損失補償は国家の適法行為によって生じた損害を補償するものである。

典型例は公共事業による土地収用の場合である。

## 四、全体構造のまとめ

**行政組織法**～行政は誰が行うのか

⇒行政は、**行政主体**（国、地方公共団体）が行う。

ただ、行政主体は法人なので、実際には**行政機関**（ex 行政庁）が活動することになる。

**行政作用法**～行政は何を行うのか

⇒**行政行為**（行政庁がその一方的判断に基づき国民の権利義務等につき具体的に決定する行為）が最重要

→行政行為がなされるまでの事前手続については**行政手続法**

→行政行為について国民が義務の不履行があった場合、**行政強制**

⇒その他、行政立法、行政計画、行政契約など

### ★行政の過程

① **基準の設定（行政立法）**

⇒政令、省令等による細かいルールづくり

② **法律関係の形成（ex行政行為）**

⇒私人に対し具体的な命令等の処分を下す。

これにしたがって私人が行動すれば行政目的は実現される。

③ **行政目的の実現（ex行政上の強制手段）**

⇒②の段階で課された義務に私人が従わないときに強制手段によってその内容を実現する。

一つの行政目的を達成するために、①法律に基づく基準の設定、②法律関係の形成、③行政目的の実現、という過程を経て行政活動が行われる。

**ex 国が私人から所得税を徴収したいとき**

①所得税法の範囲内で税金関係の命令・規則を制定し、

②それに基づいて税務署長が所得税の賦課命令を下し、

③もしその私人が税金を支払わなければ、強制徴収をする。

## 全体構造編

**行政救済法**～行政行為などに間違いがあったときどのように国民を救済するか。

⇒行政行為などの取消等を求める制度

→行政事件訴訟法（裁判所に取消等を求める）

→行政不服審査法（行政庁に取消を求める）

…国民がこのうちどちらを選ぶかは原則として自由選択主義がとられる。

⇒国や地方公共団体に金銭賠償を求める制度

→国家賠償法